

認定 NPO 法人横浜こどもホスピスプロジェクト

☆ 税制優遇措置について ☆

認定 NPO 法人横浜こどもホスピスプロジェクトへの以下のご寄附は、寄附金控除などの税制上の優遇措置の対象となります。

- (1)個人の方からの寄附金及び賛助会員（個人）の会費
- (2)法人からの寄附金及び賛助会員（団体）の会費
- (3)相続人等からの相続財産等のご寄附

※詳しい手続きについては、「国税庁ホームページ」を参照するほか、最寄りの税務署へお問い合わせください。

- (1) 個人の方からの寄附金および賛助会員（個人）の会費

個人が寄附をした場合は、確定申告をすれば、寄附金の 40%（住民税最大 10%※と合わせて 50%まで）の税金の還付を受けることができます。

※当法人は、横浜市の指定を受けているため、横浜市民の場合住民税も寄附金控除の対象になります。

寄附金控除は次の算式で計算します。（**税額控除方式の場合**）

$$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{最大 } 40\% = \text{税額控除}$$

例： 横浜市民の場合 ※対象となる寄附金額の上限：総所得金額の 40%

※控除税額の上限：所得税額の 25%

1 万円のご寄附で 4,000 円

5 万円のご寄附で 24,000 円 が戻ってきます

当法人が発行する領収証をお手元に保管のうえ、個人の方は当該年分の確定申告で控除を受けてください。

- (2)法人からの寄附金および賛助会員（団体）の会費

損金算入限度額の枠が拡大されます。

特別損金算入限度額：一般損金算入枠とは別に、認定 NPO 法人にある特別枠です。

$$(\text{資本金などの額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$$

- (3)相続人等からの相続財産等のご寄附

寄附をした相続財産が非課税になります。（金銭の場合です。不動産などは扱いが異なる場合があります）

例： 1 億円の相続財産があった場合、このうちの 8 千万円を認定 NPO 法人に寄附すると相続税の課税対象額は 2 千万円になります。